

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○建設業法施行細則の一部を改正する規則 (県土整備総務課)

管理規程

○埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程 (経営管理課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ()

○議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例
に基づく補償基礎額の最低限度
額及び最高限度額 (人事課)

○税務総合オンラインシステムに
係る随意契約に関する公示 (税務課)

○指定管理者の主たる事務所の所
在地の変更に係る告示 (社会福祉課)

○指定管理者の主たる事務所の所
在地の変更に係る告示 (社会福祉課)

(社会福祉課)

○身体障害者福祉法第十五条の医
師の指定 (障害者福祉課)

(障害者福祉課)

○身体障害者福祉法第十五条の医
師の指定の変更届 ()

()

○身体障害者福祉法第十五条の医
師の指定の辞退 ()

()

○大規模小売店舗に対する市町村
等意見の公示 (商業支援課)

(商業支援課)

○大規模小売店舗の新設に関する
公示 ()

()

○農業振興地域の区域の変更
(農業政策課)

(農業政策課)

○田甲土地改良区の役員就任届
(東松山農林)

(東松山農林)

○精算法人市野川第二土地改良区
の清算人届 ()

()

○七郷北部土地改良区の役員就任
届 (東松山農林)

(東松山農林)

○九郷阿保領用水土地改良区の役
員就任届 (本庄農林)

(本庄農林)

○測量法に基づく公共測量の終了
(用地課)

(用地課)

○測量法に基づく基本測量の終了
()

()

○測量法に基づく基本測量の実施
()

()

○開発行為に関する工事の完了公
告 (建築指導課)

(建築指導課)

○建築基準法に基づく一団地等の
建築物の認定 (川越県土)

(川越県土)

○公告対象区域内の建築物に係る
認定の取消し (川越県土)

(川越県土)

○建築基準法に基づく道路の位置
の指定 (東松山県土)

(東松山県土)

○開発行為に関する工事の完了公
告 ()

()

○埼玉県教育委員会定例会の招集
(教委・総務課)

(教委・総務課)

○平成十九年度埼玉県労働委員会
あつせん員候補者の氏名等の公
示 (労働委)

(労働委)

○人事異動 (人事課)

(人事課)

○埼玉県規則第五十二号中訂正
(出納総務課)

(出納総務課)

規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十九号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和三十三年埼玉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。
第十条中「第十七条前段」を「第十七条」に、「同条後段」を「法第二十五条の

十五第二項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の十六第二項」を「第二十五条の十九第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第十六条中「第二十五条の十三第三項又は法第二十五条の十六第四項の規定による出頭の要求」を「第二十五条の十三第三項の規定による出頭の要求又は法第二十五条の十九第四項において適用する仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第三十二条第三項の規定による通知」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「第二十五条の十七第一項」を「第二十五条の二十第一項」に改める。
第十九条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の二十一第一項」に改める。

第二十三条中「第二十五条の二十三」を「第二十五条の二十五」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第8条関係)」に改める。
様式第九号から様式第十一号までの規定中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「下さい」を「ください」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「行なう」を「行う」に、「下さい」を「ください」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第17条前段」を「第17条」に改める。

様式第十六号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「当事者間に合意が成立する」を「あつせんによる解決の」に、「建設業法施行令第17条後段」を「建設業法第25条の15第2項」に改める。

様式第十七号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「当事者間に合意が成立する」を「調停による解決の」に、「建設業法施行令第17条後段」を「建設業法第25条の15第2項」に改める。

様式第十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第11条関係)」に改める。
様式第十九号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号(第12条関係)」に改める。
様式第二十一号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第二十二号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「下さい」を「ください」に、「選定がなされたとき」を「選定がなされないとき」に、「第25条の16第2項ただし書」を「第25条の19第2項ただし書」に改める。

様式第二十三号中「様式第23号」を「様式第23号(第13条関係)」に改める。

様式第二十四号中「様式第24号」を「様式第24号(第13条関係)」に改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

様式第二十七号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「第25条の16第2項」を「第25条の19第2項」に改める。

様式第二十八号中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、「第25条の16第3項ただし書」を「第25条の19第2項ただし書」に改める。

様式第二十九号中「(第14条関係)」を「(第15条関係)」に、「行なつて下さい」を「行つてください」に改める。

様式第三十号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。
様式第三十一号中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に、「下さい」を「ください」に改める。

様式第三十二号中「様式第32号」を「様式第32号(第17条関係)」に改める。

様式第三十三号中「様式第33号」を「様式第33号(第17条関係)」に改める。
様式第三十四号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に、「下さい」を「ください」に改める。

様式第三十五号中「(第16条関係)」を「(第17条関係)」に改める。
様式第三十六号中「様式第36号」を「様式第36号(第18条関係)」に改める。

様式第三十七号中「(第17条関係)」を「(第18条関係)」に、「相手方」

を「申請人(相手方)」に、「第25条の17第1項」を「第25条の20第1項」に、「下さい」を「ください」に、「第25条の17第2項」を「第25条の20第2項」に、「相手方の」を「申請人(相手方)の」に改める。

様式第三十八号中「様式第38号」を「様式第38号(第19条関係)」に、「第25条の18第1項」を「第25条の21第1項」に改める。

様式第三十九号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に、「相手方」

を「申請人(相手方)」に、「第25条の18第1項」を「第25条の21第1

項」及び「同法同条」や「同条」及び「相手方の」や「申請人(相手方)の」に改める。
 様式第四十二号中「(第20条関係)」や「(第21条関係)」及び「下さい」を「ください」に改める。

様式第四十四号中「(第22条関係)」や「(第23条関係)」及び「第25条の23」を「第25条の25」に改め、「審査会の事務に関し重要な事項」を「様式第四十五号中「様式第45号」を「様式第45号(第24条関係)」に改める。

様式第四十六号中「様式第46号」を「様式第46号(第24条関係)」に改める。
 様式第四十七号中「様式第47号」を「様式第47号(第24条関係)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の建設業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年四月二十日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 睿

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号)

の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(昇給の内申)」に改め、同条第一項中「第四条」の下に「第六項及び」を加え、「又は第九項ただし書」を削り、同条第二項を削る。

別表第一採用の項中

<p>(1) 職員に採用する場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる <input type="radio"/>職()○級に決定する <input type="radio"/>○号級を給する (又は) 特に○○○円を給する</p>	
<p>(2) 法第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時任用を行う場合 新規の場合</p>	<p>又(又は)地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時職員に任命する 「b」を命ずる 任期は平成○年○月○日までとする <input type="radio"/>職()○級に決定する <input type="radio"/>○号級を給する (又は) 特に○○○円を給する</p>	
<p>イ 更新の場合</p>	<p>臨時任用を更新する 任期は平成○年○月○日までとする</p>	
<p>(3) 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて職員採用する場合 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成○年○月○日までとする <input type="radio"/>○円を給する (又は) <input type="radio"/>職()○級に決定する <input type="radio"/>○号級を給する</p>	
<p>イ 更新の場合</p>	<p>任期を更新する 任期は平成○年○月○日までとする</p>	<p>給料を支給する場合、(「)」の部分は省略する。</p>
<p>(4) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合</p>	<p>埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる <input type="radio"/>職()○級に決定する <input type="radio"/>○号級を給する (又は) 特に○○○円を給する [ただし給料は支給しない]</p>	<p>給料を支給する場合、(「)」の部分は省略する。</p>

<p>(1) 職員に採用する場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則第10項の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる</p> <p>〇〇職()〇級に決定する 〇〇号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則第10項の規定による給料〇〇円を給する</p>	
<p>(2) 法第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的任用を行う場合</p> <p>更新の場合</p>	<p>地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的職員に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号級を給する</p> <p>臨時的任用を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
<p>(3) 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成〇年〇月〇日までとする 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号級を給する</p>	
<p>更新の場合</p>	<p>任期を更新する 任期は平成〇年〇月〇日までとする</p>	
<p>(4) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合</p>	<p>埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号級を給する 〔ただし給料は支給しない〕</p>	<p>給料を支給する場合は、〔 〕の部分は省略する。</p>

備考

め、同表昇任及び昇格の項中

<p>「b」を命ずる 〇〇職()〇級に昇格 させ 〇〇号級を給する (又は) 特に〇〇円を給する</p>	<p>昇任の場合 〔 〕 の部分は省略する。 昇格の場合 は、「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>
---	--

や

<p>「b」を命ずる 〇〇職()〇級に昇格 させ 〇〇号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則第8項の規定による給料〇〇円を給する</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則第8項の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>昇任の場合 〔 〕 の部分は省略する。 昇格の場合 は、「b」を命ずる」の部分は省略する。</p>
--	--

に

ぬ、同表降任及び降格の項中

<p>(1) 法第28条第1項の処分として行う場合</p>	<p>地方公務員法第28条第1項第〇〇号の規定により「b」を命ずる 〇〇職()〇級に降格 させ 〇〇号級を給する (又は) 特に〇〇円を給する</p> <p>降任の場合 〔 〕 の部分は省略する。</p>
-------------------------------	---

や

<p>(1) 法第28条第1項の処 分として行う場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給 与規程の一部を改正す る規程(平成18年病院 事業管理規程第4号) 附則第8項の規定によ り給料の切替えに伴う 経過措置を受ける場合</p>	<p>地方公務員法第28条第1項第 ○号の規定により「b」を命 ずる ○職() ○級に降格 (させる) ○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第8項の規定 による給料○○円を給する</p>	<p>降任の場合 は、「」の 部分は省 略する。</p>
--	--	--

に答

<p>職員の種類を異にして異動 する場合</p> <p>勤務課所を異にして異動す る場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命換えする 「b」を命ずる ○職() ○級に決定 する ○号級を給する (又は) 特に○○円を給する</p> <p>「b」を命ずる ○職() ○級に決定 する ○号級を給する (又は) 特に○○円を給する</p>	<p>「」の 部分は、適用 を異にする 場合に用いる。</p>
--	---	---

を

<p>職員の種類を異にして異動 する場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給 与規程の一部を改正す る規程(平成18年病院 事業管理規程第4号) 附則第9項の規定によ り給料の切替えに伴う 経過措置を受ける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命換えする 「b」を命ずる ○職() ○級に決定 する ○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第9項の規定 による給料○○円を給する</p>	<p>「」の 部分は、給 料表の適用 を異にする 場合に用いる。</p>
--	---	--

に

<p>勤務課所を異にして異動す る場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給 与規程の一部を改正す る規程(平成18年病院 事業管理規程第4号) 附則第9項の規定によ り給料の切替えに伴う 経過措置を受ける場合</p>	<p>「b」を命ずる ○職() ○級に決定 する ○号級を給する 平成18年埼玉県病院事業管理 規程第4号附則第9項の規定 による給料○○円を給する</p>	
---	---	--

を

<p>管理者以外の者を任命権者 とする県の職員を、その職に 任命する場合</p>	<p>採用の場合の(3)に定める 記載形式の例による。</p>	
--	-------------------------------------	--

に答

<p>管理者以外の者を任命権者 とする県の職員を、その職に 任命する場合</p>	<p>採用の場合の(4)に定める 記載形式の例による。</p>	
--	-------------------------------------	--

8 回送請求の要件

<p>(1) 給与条例第4条第7 項又は第9項により昇給 させる場合</p> <p>(2) 給与条例第4条第8 項により昇給させる場合</p>	<p>○職() ○級○○号級を 給する (又は) ○職() ○級特に○○円 を給する (埼玉県人事委員会規則7一 221第○条の規定による特別 昇給)</p> <p>○職() ○級○○号級を 給する (又は) ○職() ○級特に○○円 を給する (埼玉県人事委員会規則7一 221第○条の規定による特別 昇給)</p>	
---	---	--

を

<p>(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合</p>	<p>埼玉県人事委員会規則7-2第21第○条第○項第○号の分に規定し、○号該当昇給区分に決定した <input type="radio"/>職() <input type="radio"/>級○○○号級を給する 埼玉県人事委員会規則7-2第21第○条第○項の(又は) 規定に準じ昇給しない (又は) 人委第9811号第○条関係当○項○の規定に準じ○号該当昇給区分に決定した <input type="radio"/>職() <input type="radio"/>級○○○号級を給する 埼玉県人事委員会規則7-2第21第○条第○項の(又は) 規定に準じ昇給しない 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則第9項の規定による給料○○○円を給する</p>	<p>〔 〕の部分は、五給区分の場合に用いる。</p>
<p>(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則第8項の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p><input type="radio"/>職() <input type="radio"/>級○○○号級を給する (埼玉県人事委員会規則7-860附則第2項第1号準用) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則第8項の規定による給料○○○円を給する</p>	
<p>(3) その他の場合</p>	<p>埼玉県人事委員会規則7-2第21第○条(後段) (又は) 第○項及び第○項の規定に準じ昇給しない</p>	

に答

8. 回表派遣の真中

<p>(2) 外国の地方公共団体職員の処遇等に関する条例第1号)に基づき</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき○○(△△)へ派遣する 派遣期間は平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする 派遣期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び特別手当のそれぞれ100分の○を支給する (又は) 派遣期間中給与を支給しない(派遣期間の延長) 派遣期間を平成○年○月○日まで延長する 延長に係る期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び特別手当のそれぞれ100分の○を支給する (又は) 延長に係る期間中給与を支給しない</p>	<p>○○には機関の名称を、△△には所在地を記入する。</p>
--	--	---------------------------------

と

<p>(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第1号)に基づき場合</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の派遣する 派遣期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする 派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の〇を支給する (又は) 派遣期間中給与を支給しない(派遣期間を平成〇年〇月〇日まで延長する 延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の〇を支給する (又は) 延長に係る期間中給与を支給しない</p>
--	--

に答

〇〇には機
関の名称を、
△△にはそ
の所在地を
記入する。

め、同表休職の項中

<p>(2) 刑事事件の起訴により休職する場合</p>	<p>地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる 休職期間中は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料 及び扶養手当(調整手当) (又は) (又は) 、扶養手当及び調整手当の(それぞれ)100分の〇とする (休職期間中給与は支給しない)</p>
-----------------------------	--

を

<p>(3) 分限条例第2条の規定により休職する場合</p>	<p>職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる 休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の〇とする (休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する</p>
--------------------------------	---

に答

<p>(2) 刑事事件の起訴により休職する場合</p>	<p>地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる 休職期間中は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の〇とする (又は) (又は) 休職期間中給与は支給しない 職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる 休職期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の〇とする (休職期間の延長) (休職期間を平成〇年〇月〇日まで延長する</p>
-----------------------------	--

め、同表復職の項中

(1) 休職中の職員を職務に復帰させる場合	復職を命ずる
-----------------------	--------

を

(1) 休職中の職員を職務に復帰させる場合

復職を命ずる
平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの休職期間中の給与の種類の業企業職員に給するより23条の規定により全額支給することとする
(公務災害認定(認定番号〇〇—〇)による)
(又は)
(通勤災害認定(認定番号〇〇—〇)による)

【】の部分は、休職処分後に又は公務災害認定があった場合に用いる。なお、上記の場合、既に復職している場合は、【】のみ発令する。

に改

め、同表退職の項中

(3) 採用の項(3)に定める職員が退職する場合	埼玉県「a」併任を免ずる
--------------------------	--------------

を

(3) 採用の項(4)に定める職員が退職する場合	埼玉県「a」併任を免ずる
--------------------------	--------------

に改

め、同表再任用の項中

(1) 再任用を行う場合	<p>地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」(週〇〇時間勤務)を命ずる 任期は平成〇〇年〇月〇日までとする 〇〇職()〇級に決定する 〇〇号級を給する (職員の給与に関する条例第4条第12項適用) (職員の給与に関する条例第4条の2適用)</p>
--------------	--

を

(1) 再任用を行う場合

地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する
「b」(週〇〇時間勤務)を命ずる
任期は平成〇〇年〇月〇日までとする
〇〇職()〇級に決定する
(職員の給与に関する条例第4条第12項適用)
(又は)
(職員の給与に関する条例第4条の2適用)

に改

め、同表の注1中「事務吏員、技術吏員、技能職員(一種)又は技能職員(二種)」を削り、「職員の」を「職員の」に改め、同表の注2中「埼玉県事務吏員、埼玉県技術吏員」を「埼玉県職員」に改め、「埼玉県技能職員(一種)、埼玉県技能職員(二種)」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第六百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちづくりコンストラクション

三 代表者の氏名

豊島 直樹

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市鴻巣一八八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、市民参加型のイベントを開催し、世代間交流を含めた新たなコミュニティの創出、地域活性化への誘導、ふるさと意識の向上などに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NP〇活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ

埼玉県告示第六百七十号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号))に基づく補償基礎額の

ンターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP〇情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉マンション管理支援センター

三 代表者の氏名

堀 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番二十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内のマンションにかかわる組合、団体、市民など幅広い人々に対し、マンションの管理に関する情報の提供および問題解決のための支援をおこない、もって良好なマンション生活の形成を通して、快適なまちづくりの推進を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とします。

最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正し、平成十九年四月二十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成十九年四月二十日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田 清司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二一、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二一、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二一、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二一、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

埼玉県告示第六百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当
別表

購入等件名及び数量	随意契約の相手方の氏名及び住所	契約金額
税務総合オンラインシステム機能追加等業務一式	株式会社日立製作所の内1丁目6番6号	61,740,000円
税務総合オンラインシステム運用管理業務一式	株式会社KSK 東京都稲城市百村1625番地2	36,619,128円

埼玉県告示第六百七十二号

埼玉県立嵐山郷条例(昭和五十年埼玉県条例第七十四号)第十二条第二項の規定により指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示す

る。

- 一 平成十九年四月二十日
埼玉県知事 上田清司
指定管理者の名称
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 二 変更後の指定管理者の主たる事務所

- の所在地
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 三 変更の年月日
平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十三号

埼玉県立児童養護施設条例(昭和五十一年埼玉県条例第六十九号)第七条第二項の規定により指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十日

- 一 埼玉県知事 上田清司
指定管理者の名称
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 三 変更の年月日
平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十四号

埼玉県立障害者歯科診療所条例(昭和五十七年埼玉県条例第五十七号)第十条第二項の規定により指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のと

おり告示する。

- 平成十九年四月二十日
埼玉県知事 上田清司
指定管理者の名称
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 三 変更の年月日
平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十五号

埼玉県障害者交流センター条例(平成二年埼玉県条例第十一号)第十九条第二項の規定により指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十日

- 一 埼玉県知事 上田清司
指定管理者の名称
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地
- 三 変更の年月日
平成十九年四月一日

埼玉県告示第六百七十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。
平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 診療科名 医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日

高草木伸子 視覚障害 眼科 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 上尾市柏座一〇一〇 平成十九年三月十九日

小関信之 視覚障害 眼科 医療法人真仁会 小関眼科医院 所沢市松葉町九一五 同

今井大介 視覚障害 眼科 埼玉医科大学病院 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 同

後藤詠美子 視覚障害 眼科 獨協医科大学越谷病院 越谷市南越谷二一五〇 同

山村幸江 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 耳鼻咽喉科 医療法人社団 朝霞台中央総合病院 朝霞市西弁財一八一〇 同

北口哲雄 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 神経内科 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 上尾市柏座一〇一〇 同

藤本由紀子 聴覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 耳鼻咽喉科 医療法人東仁会 藤本医院 草加市松原五一六 同

塩谷彰浩 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 耳鼻咽喉科 防衛医科大学校病院 所沢市並木三一 同

石橋英明 肢体不自由 整形外科 医療法人一心会 伊奈病院 北足立郡伊奈町小室九四一九 同

北口哲雄 肢体不自由 神経内科 医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院 上尾市柏座一〇一〇 同

井上淳一 肢体不自由 整形外科 医療法人社団青葉会 新座病院 新座市堀ノ内三一四一三〇 同

久我芳昭 肢体不自由 整形外科 総合病院 小川赤十字病院 比企郡小川町小川一五二五 同

河田政之 肢体不自由 神経内科、内科 河田医院 熊谷市新堀新田五〇三一 同

川名幸一 肢体不自由 整形外科 かわな整形外科 入間市大字下藤沢字水入七六七一 同

飯塚秀樹 肢体不自由 整形外科 埼玉医科大学病院 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 同

柵橋紀夫 肢体不自由 整形外科 埼玉医科大学病院 入間郡毛呂山町毛呂本郷三八 同

森俊一 肢体不自由 整形外科 埼玉厚生農業協同組合連合会 幸手総合病院 幸手市東四一四一四 同

吉田	山畑	逸見	沼尻	高橋	世沢		野水	篠塚	佐藤	桑原	原口	坂本	西田	小林	小島	石塚	金子	高田	有阪	大石	木村	鈴木	後藤	竹谷	近藤	有阪	福島	荒木	藤井	森茂		
希健	秋	秋	秋	政	維		眞	望	範	博	明	之	郎	幸	郎	郎	子	輔	明	也	徹	彰	亮	剛	彦	明	一	学	晴	夫		
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	肢體不自由	音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	平衡機能障害、 リハビリテーション科	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	免疫機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢體不自由	肢體不自由	
呼吸器科	呼吸器科	内科科	内科科	呼吸器外科	整形外科		消化器科、外科	外科科	外科科	外科科	外科科	外科科	外科科	内科科	呼吸器科	内科科	内科科	内科科	内科科	内科科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	循環器科	
吉田クリニック	武蔵台病院	深谷赤十字病院	川本メディカルクリニック	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	世沢整形外科		埼玉医科大学病院	蔵市立病院	秀和綜合病院	医療法人福寿会 埼玉草加病院	医療法人石心会 狭山病院	医療法人社団 新座志木中央綜合病院	防衛医科大学校病院	獨協医科大学越谷病院	医療法人花仁会 秩父病院	東飯能駅前クリニック	北朝霞駅前クリニック	かないクリニック	社会福祉法人鷗財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	越谷市立病院	北坂戸診療所	秀和綜合病院	埼玉医科大学病院	かないクリニック	医療法人社団 一期会 藤倉病院	防衛医科大学校病院	藤井整形外科リハビリ科	蓮田病院				
同	同	同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川口市末広三―四―二六	日高市久保二七八―一二	深谷市上柴町西五―八―一	深谷市長在家五〇	熊谷市板井一六九六	北足立郡伊奈町小室三二二六―一		三郷市鷹野四―四九四―一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	蔵市北町二―二二―一八	春日部市谷原新田一二〇〇	草加市谷塚町一一一	狭山市鶴ノ木一―三三三	新座市東北一―七―二二	所沢市並木三―二	越谷市南越谷二―一―五〇	秩父市宮側町一六―一二	飯能市柳町三―五	朝霞市西原一―三―三二タウンピア西原二階	児玉郡神川町八日市四―二―三三	北葛飾郡栗橋町小右衛門七―四―一六	越谷市東越谷一〇―四七―一	坂戸市溝端町七―一	春日部市谷原新田一二〇〇	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	川口市栄町一―二―二二 シティデュオタワー川口二〇五	児玉郡神川町八日市四―二―三三	北本市宮内一―二二―二二	所沢市並木三―二二	川口市根金一六六二―一	蓮田市根金一六六二―一		

平成十九年 三月 十九日

川沼清一	肢体不自由	脳神経外科	秩父市立病院	秩父市桜木町八一九	平成十九年三月十九日
大野洋一	腎臓機能障害	内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成十九年三月一日
原田龍一	呼吸器機能障害	呼吸器外科	医療法人財団健和会	みさと健和病院	三郷市鷹野四一四九四一
横田仁	肢体不自由	脳神経外科	独立行政法人国立病院機構	西埼玉中央病院	所沢市若狭二一六七一

埼玉県告示第六百七十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
-------	--------	------	-----	-----	-------

荒井卓	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	総合病院 小川赤十字病院	あらいクリニック	平成十八年一月一日
-----	--------------	-------	--------------	----------	-----------

白井哲	呼吸器機能障害	医療機関名	比企郡小川町小川一五二五	草加市清門町五二一〇一	平成十九年三月十日
-----	---------	-------	--------------	-------------	-----------

大友学	肢体不自由	医療機関名	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	鶴ヶ島市脚折一四五一一	平成十九年三月十日
-----	-------	-------	--------------------	-------------	-----------

野澤誠	呼吸器機能障害	医療機関名	蓮田市黒浜四一四七	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	平成十九年四月一日
-----	---------	-------	-----------	-------------------	-----------

望月仁志	肢体不自由	医療機関名	蓮田市黒浜四一四七	和光市諏訪二一一	平成十九年三月十日
------	-------	-------	-----------	----------	-----------

布施滋	肢体不自由	医療機関名	熊谷市久保島一七八五一一	鶴ヶ島市脚折一四五一一	平成十九年三月十日
-----	-------	-------	--------------	-------------	-----------

白石一也	肢体不自由	医療機関名	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	平成十八年九月三十日
------	-------	-------	--------------------	-----------	------------

堀口明男	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	越谷市谷中町四一二五一一	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	平成十九年二月一日
------	--------------	-------	--------------	--------------------	-----------

井上眞治	肢体不自由	医療機関名	和光市諏訪二一一	朝霞厚生病院	平成十九年二月二十八日
------	-------	-------	----------	--------	-------------

山田剛久	じん臓機能障害	医療機関名	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	朝霞市浜崎七〇三	平成十九年一月十二日
------	---------	-------	-------------------	----------	------------

板倉行宏	じん臓機能障害	医療機関名	入間郡三芳町藤久保二六六一	防衛医科大学校病院	平成十九年一月十五日
------	---------	-------	---------------	-----------	------------

		所在地	幸手市上高野二〇七七	とど井上整形外科	平成十九年一月十五日
--	--	-----	------------	----------	------------

		所在地	幸手クリニック	戸田市川岸二一七一一三〇	平成十八年十二月二十六日
--	--	-----	---------	--------------	--------------

		所在地	板倉クリニック	久喜クリニック	平成十八年十月七日
--	--	-----	---------	---------	-----------

		所在地	所沢市東狭山ヶ丘二一六五三一	久喜市中央四一九一五〇	平成十八年十月七日
--	--	-----	----------------	-------------	-----------

		所在地	所沢市東狭山ヶ丘二一七一一〇	板倉クリニック	平成十八年十月七日
--	--	-----	----------------	---------	-----------

西村隆	加藤木利行	今中和人	朝倉利久	石川雅透	村松俊裕	松本万夫	安達淳一	松谷雅生	齋藤圭子	須谷顕尚	金子公一	菅澤正	肥後隆三郎	棚橋紀夫	本清憲一
心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	聴覚障害、音声・言語機能障害、平衡機能障害、そしやく機能障害	聴覚障害、音声・言語機能障害、平衡機能障害、そしやく機能障害	肢体不自由	肢体不自由
医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地	医療機関名所在地
入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八
日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	日高市山根一三九七一一	はなみず木整形外科 入間郡越生町如意一〇二一九
平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十八年十月一日

小林俊樹	心臓機能障害	医療機関名	埼玉医科大学病院	所在地	埼玉医科大学国際医療センター	平成十九年	四月	一日
小山 勇	じん臓機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	埼玉医科大学病院	所在地	日高市山根一三九七―一	平成十九年	四月	一日
小腸機能障害	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	平成十九年	四月	一日		
牧田 茂	心臓機能障害、 肢体不自由	医療機関名	埼玉医科大学病院	所在地	埼玉医科大学国際医療センター	平成十九年	四月	一日
鈴木常貴	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	所在地	日高市山根一三九七―一	平成十九年	四月	一日
		医療機関名	元かじ整形外科・内科	所在地	飯能市岩沢滝ノ上二七―一	平成十九年	四月	一日

埼玉県告示第六百七十八号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。
平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 医療機関 関の名 称 所在地 辞退年月日

萩尾慎二	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一	平成十九年	三月	三十一日
鈴木 仁	心臓機能障害、 小腸機能障害	北坂戸診療所	坂戸市溝端町七―一	平成十九年	三月	一日
坂本啓彰	ぼうこう又は直腸機能障害	蕨市立病院	蕨市北町二―二―一八	平成十九年	三月	三十一日
三井隆男	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成十九年	二月	六日
飯野倫子	視覚障害	医療法人社団東光会	戸田市本町一―一九―三	平成十九年	一月	三十一日
山崎祐二	肢体不自由	総合病院 小川赤十字病院	比企郡小川町小川一五二五	平成十九年	一月	三十一日
岩崎幸治	肢体不自由	独立行政法人国立病院機構	所沢市若狭二―一六七―一	平成十八年	十二月	三十一日
田中寿典	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成十八年	十一月	三十日
山内 仁	ぼうこう又は直腸機能障害	志木市立救急市民病院	志木市上宗岡五―一四―五〇	平成十八年	十月	三日
関中 豊	呼吸器機能障害	医療法人社団 朝霞台中央総合病院	朝霞市西弁財一―八―一〇	平成十八年	十二月	三十一日
安藤 浩	ぼうこう又は直腸機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	平成十九年	三月	三十一日
清岡道子	呼吸器機能障害	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	富士見市羽沢二―十一―十四	平成十九年	三月	三十一日
相原弘之	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人尚寿会 大生病院	狭山市水野六〇〇	平成十九年	三月	一日
布田有司	心臓機能障害	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	平成十九年	三月	三十一日
		埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	平成十九年	三月	三十一日

埼玉県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町七本木二二七二一 他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音問題については、環境基準を遵守し、周辺の生活環境の保持に努めて頂きたい。

交通安全対策については、協議事項等を遵守してもらい限り基本的に問題ないと考えるが、新規開店であるので、不測の事態が生じた場合は、誠意をもつて対応して頂きたい。

防犯対策については、営業時間外特に深夜における施設内及び施設周辺の防犯上の問題に注意すると共に、常に周辺生活環境の保持に十分配慮して頂きたい。

新規開店であるので、騒音、交通安全、交通渋滞等、不測の事態が生じた場合は、周辺生活環境の保持に十分配慮し、誠意をもって対応して頂きたい。

なお、住民説明会における意見等を重視して頂きたい。

二 縦覧期間

平成十九年四月二十日から平成十九年五月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

り縦覧に供する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

瀧島第一ビル(サミットストア新座片山店)

新座市片山三丁目二千九百十五の一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十二月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九九二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物外一階平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一〇台

建物内屋上平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 九一台

合計 一〇一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 合計 三〇一台(自動二輪二四台含む)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

九時から翌一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

八時四十五分から翌一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 位置 図面省略 出入口二箇所
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 六時から二十二時
 届出年月日
 平成十九年四月九日

二 縦覧期間

平成十九年四月二十日から平成十九年八月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年四月二十日から平成十九年八月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百八十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、鴻巣農業振興地域、吹上農業振興地域及び川里農業振興地域については、鴻巣農業振興地域として統合し、別図のとおり変更する。

なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県さいたま農林振興センターにおいて縦覧に供する。

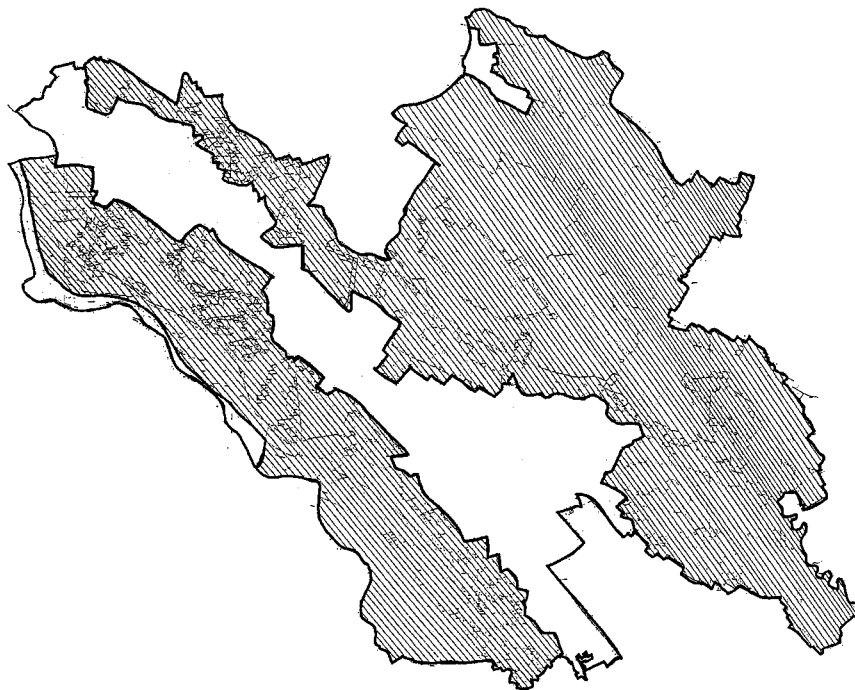
平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

鴻巣農業振興地域

凡例

農業振興地域 



別図

埼玉県告示六百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、田甲土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任	職名	氏名	住所
理事	伊与田 敏明	比企郡吉見町大字田甲一六九一	
同	船橋 義雄	同 同 八六八	
同	金子 功	同 同 一三六三	
同	金子 甲平	同 同 一三五四	
同	福田 正克	同 同 一九四二	
同	福智 其次	同 同 七九四	
同	松本 五十治	同 同 一五七七―二	
同	小峯 則男	同 同 八四九	
同	新巻 ミヨ	同 同 一四三八	
同	小貝 弘司	同 同 一七〇〇	
同	小川 俊雄	同 同 七三三	
同	大塚 隆次	同 同 一八二二	
同	大野 正男	同 同 一九八〇	
同	松本 光治	熊谷市小八林一―五三	
同	福田 盛作	同 同 五六―二	
同	岡崎 時男	比企郡吉見町大字田甲一三〇〇―二	
同	斉藤 松次	同 同 一五八六	
同	福田 美之	同 同 一〇一―一	
同	河野 富次	同 同 一八一五	
同	船橋 一郎	同 同 八二六	
二 退任	職名	氏名	住所
理事	伊与田 勇	比企郡吉見町大字田甲一七三四	
同	船橋 九一	同 同 八一〇	

理事	福田 美之	比企郡吉見町大字田甲一―一
同	金子 篤行	同 同 一〇九
同	福田 正克	同 同 一九四二
同	福田 清	同 同 八六三
同	小峯 茂明	同 同 一〇五九
同	小林 昭一	同 同 一三四三―一
同	小貝 弘司	同 同 一七〇〇
同	松本 五十治	同 同 一五七七―二
同	小川 俊雄	同 同 七二三
同	金子 任男	同 同 一八〇三
同	高橋 孝一	同 同 山下七六
同	松本 光治	熊谷市小八林一―五三
同	福田 島夫	同 同 一八二七
同	福田 進	比企郡吉見町大字田甲一八八〇
同	小貝 清重	同 同 一八三〇
同	河野 富次	同 同 一八一五
同	船橋 一郎	同 同 八二六

埼玉県告示第六百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十九年三月二十七日解散認可した清算法人市野川第二土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
船戸 志郎	比企郡嵐山町大字越畑一九七九番地	
田口 次雄	同 小川町同 能増三五四番地	
坂田 傳治	同 同 高見七八二番地	
鈴木 進	同 同 奈良梨五八〇番地	

新井吉郎 比企郡小川町大字奈良梨九二一番地
 轟行雄 同 同 九三〇番地
 千野昭三 同 同 八九二番地
 佐藤保 同 同 能増四八五番地
 田口正朔 同 同 同 一四九番地
 根岸忠次 同 同 同 五六一番地
 中島勝儀 同 同 同 上横田四三九番地
 福島和男 同 同 同 高見一三六番地
 根岸久男 同 同 同 一四四番地
 関口健造 同 同 同 四二三番地
 船戸利夫 同 同 同 同 四二三番地
 青木文男 同 同 同 同 越畑一二七番地三
 同 同 同 同 同 一九七四番地

埼玉県告示第六百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 七郷北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
 び住所について次のとおり届出があつた。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
 職名 氏名 住所
 理事 飯島伸夫 比企郡嵐山町大字古里三九〇
 同 大塚基氏 同 同 四四四
 同 飯嶋昇 同 同 四九九一
 同 安藤欣男 同 同 嵐山七七〇一
 同 安藤雅康 同 同 古里八〇三
 同 安藤安男 同 同 同 八二〇
 同 栗原潤吉 同 同 同 吉田五四六
 同 島多稔 同 同 同 同 七八六
 同 小林治光 同 同 同 同 八二九一二
 同 藤野行男 同 同 同 同 同 一〇一一一一

二 退任

職名 氏名 住所
 理事 小澤勝 比企郡嵐山町大字吉田一二四三
 同 川口忠雄 同 同 同 一三五九
 同 小澤昇 同 同 同 一四二一
 同 増田富雄 熊谷市塩六四四
 同 加藤光男 比企郡小川町大字西古里五二八
 監事 田嶋三津也 同 嵐山町同 古里八〇一一
 同 内田柳作 同 同 同 吉田八六四
 同 藤野千助 同 同 同 同 一三四九
 理事 田嶋栄定 比企郡嵐山町大字古里八一七
 同 安藤喬司 同 同 同 七七九
 同 安藤欣男 同 同 同 七七〇一一
 同 安藤光男 同 同 同 同 四四五一五
 同 飯島伸夫 同 同 同 同 三九〇
 同 飯嶋昇 同 同 同 同 四九九一一
 同 荒井実 同 同 同 同 吉田五五七
 同 小林治光 同 同 同 同 八二九一二
 同 島多稔 同 同 同 同 七八六
 同 小澤勝 同 同 同 同 一二四三
 同 福島峰男 同 同 同 同 一〇三一
 同 川口忠雄 同 同 同 同 一三五九
 同 嶋田敏夫 同 同 同 同 一三二二
 同 千野芳夫 同 小川町同 西古里六〇六
 同 増田富雄 熊谷市塩六四四
 監事 田嶋三津也 比企郡嵐山町大字古里八〇一一
 同 内田柳作 同 同 同 同 吉田八六四
 同 前田増吉 同 同 同 同 一三〇〇

埼玉県告示第六百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
監事	小賀野 順一	本庄市児玉町下浅見八八三
同	石川 俊司	同 西富田四〇三一一
同	田村 清	児玉郡神川町大字植竹四三二
同	川田 種利	同 上里町同 藤木戸一〇

二 退任

職名	氏名	住所
監事	小賀野 順一	本庄市児玉町下浅見八八三
同	石川 俊司	同 西富田四〇三一一
同	田村 清	児玉郡神川町大字植竹四三二
同	川田 種利	同 上里町同 藤木戸一〇

埼玉県告示第六百八十六号

公共測量(新郷東部第二土地区画整理事業画地確定測量)が、平成十九年三月十六日に終了した旨、測量計画機関の長である川口都市計画事業新郷東部第二土地区画整理事業施行者川口市代表者川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百八十七号

公共測量(四級基準点測量)が、平成十九年三月十五日に終了した旨、測量計画機関の長である戸田市長神保国男から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百八十八号

公共測量(四級基準点測量)が、平成十九年三月二十八日に終了した旨、測量計画機関の長である上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代表者埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百八十九号

公共測量(一級基準点移設)が、平成十九年二月二十日に終了した旨、測量計画機関の長である北本市長石津賢治から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百九十号

平成十九年埼玉県告示第七百三十五号で公示した基本測量(二万五千分の地形図修正測量)は、平成十九年三月二十三日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

平成十九年四月二十日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百九十一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(宅地利用動向調査)

二 作業期間

平成十九年五月一日から平成二〇年三月三十一日まで

三 作業地域

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、北埼玉郡駒西町、北川辺町、大利根町、南埼玉郡宮代町、白岡町、菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、鷺

宮町、杉戸町及び松伏町

埼玉県告示第六百九十二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

三月二十四日まで

三 作業地域

埼玉県全域

埼玉県告示第六百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十八年十二月二十一日

指令杉整第一八〇一八〇〇号
二 検査済証番号
平成十九年四月十三日第三号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字内下一六

五―三 外十五筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久喜市本町八丁目六番四一号

株式会社 吉川建設

代表取締役 吉川 吉五郎

埼玉県告示第六百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号
平成十九年一月十九日

指令杉整第一八〇一九二〇号

二 検査済証番号
平成十九年四月十六日第四号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目一〇四七

― 外三筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸二丁目一五番二四号

長瀬 ヤエ子

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一九〇五号	平成十九年三月三十日	埼玉県ふじみ野市上野台一五〇〇―一〇他二三筆	川越県土整備事務所

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

認定番号	認定年月日	対象	区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一九九四号	平成十九年三月三十日	埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目二四六四―一他		川越県土整備事務所

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

認定取消番号	認定取消年月日	対象	区域	既認定番号	既認定年月日
第一九九五号	平成十九年三月三十日	埼玉県富士見市鶴瀬西二丁目二四六四―一		第七号	昭和五十七年六月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成十九年四月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成十九年四月十一日	比企郡滑川町大字月輪字山口前一〇一九番の九	六・〇〇	一三三・六五 一一・三六	東京都板橋区上板橋一丁目一番十七号 三瓶 聡

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十七号

第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号

平成十九年四月二十日

第一八〇一九一〇号

谷口 建一

二 検査済証番号

平成十九年四月十三日

第一八〇二〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字木呂子字上耕三五六一一
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡小川町大字木呂子一五五番地
 落合 繁

第一八〇一九五〇号
 二 検査済証番号
 平成十九年四月十三日
 第一九〇〇〇一号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡吉見町大字南吉見字下十三塚
 二二七三―五六、二二七三―七二、二二七三―八一

の開發行為に関する工事が完了したので、
 公告する。
 平成十九年四月二十日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 谷 口 建 一

埼玉県教委告示第十七号
 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり
 招集する。
 平成十九年四月二十日
 埼玉県教育委員会委員長
 石川 正 夫

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十八号
 都市計画法(昭和四十二年法律第百

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡吉見町大字南吉見二二七三―八一
 布田 久

二 検査済証番号
 平成十九年四月十三日
 第一九〇〇〇五号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡吉見町大字久米田字五ノ耕地
 八四一―一の一部

一 日時
 平成十九年四月二十六日 午前十時
 二 場所
 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
 号
 埼玉県教育局教育委員会室

の開發行為に関する工事が完了したので、
 公告する。
 平成十九年四月二十日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 谷 口 建 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡吉見町大字下細谷三四〇―三
 サニレジデンス B―一〇二
 平野 和志

三 議題
 イ 平成十九年度埼玉県教科用図書選
 定審議会に対する諮問事項について
 ロ その他

一 許可番号
 平成十九年三月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十九号
 都市計画法(昭和四十二年法律第百

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡吉見町大字下細谷三四〇―三
 サニレジデンス B―一〇二
 平野 和志

三 議題
 イ 平成十九年度埼玉県教科用図書選
 定審議会に対する諮問事項について
 ロ その他

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき、平成十九年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四

年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により公示する。
 平成十九年四月二十日
 埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

氏名	現職	経歴	備考
長 島 佑 享	弁護士	埼玉弁護士会会長	労働委員会委員(公)
作 山 泰 彦		埼玉県議会議務局長	
馬 橋 隆 紀	弁護士	埼玉弁護士会会長	
古 川 陽 二	大東文化大学法学部教授	大東文化大学法学部長	
伊 藤 一 枝	弁護士	埼玉県国民健康保険審査会委員	

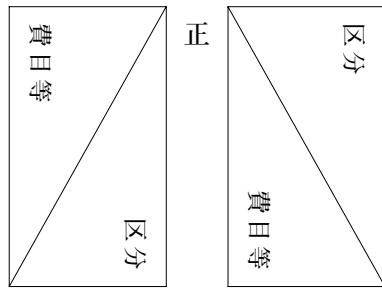
食品安全副局長	農・畜産安全課長	矢島 清史	埼玉県熊谷県土整備事務所長	(株)建設資源広域利用センター首都圏事業部長	大塚 哲史
産業労働部副部長	川口県税事務所長	中島 滋	総務部付(いきいき埼玉理事兼事務局長)	東京事務所参事	津久井 千章
産業労働部参事	産・産業労働政策課長	阿部 芳文	産業労働部付(産業文化センター専務理事)	福祉部副部長	斉藤 秀雄
農林部副部長	中央地域創造センター所長	吉澤 利文	農林部付(農林公社常務理事兼企画管理局长)	さいたま農林振興センター所長	圓岡 晴美
農林部副部長	食品安全副局長	西崎 泉	都市整備部付(下水道公社常務理事)	危機管理防災部防災技術幹	内野 陽三
農林部副部長	加須農林振興センター所長	清水 英昭	都市整備部付(下水道公社荒川左岸南支社社長)	北部産業労働センター所長	戸村 信二
農林部副部長	熊谷県土整備事務所長	新井 勲	都市整備部付(下水道公社中川支社長)	パスポートセンター所長	菅原 仁
農林部副部長	さいたま県土整備事務所長	森田 彰	企業局管理担当部長	東京事務所参事	菊地 正明
農林部副部長	都市・営繕課長	江崎 充雄	埼玉県新三郷浄水場長	庄和浄水場長	高橋 信夫
農林部副部長	秘書課長	安久沢 良一	埼玉県立循環器呼吸器病センター事務局長	保・医療整備課長	江頭 誠一
農林部副部長	都市整備部付	金子 昌弘	埼玉県立がんセンター事務局長	総務部IT推進局長	福富 義夫
農林部副部長	総合ハビリテーションセンター事務局長	降田 宏	○課所長級	(現職)	(氏名)
農林部副部長	総合・国際課長	外山 竹治	(新任命職)	総合・人事課長	真下 茂
農林部副部長	総務課長	梅原 照明	総合調整幹付政策幹	教育・財務課長	奥野 立
農林部副部長	東部環境管理事務所長	山口 洋子	総合調整幹付政策幹	環・廃棄物指導課長	福島 勤
農林部副部長	福・長寿社会政策課長	尾形 寿男	秘書課長	県土・建設業課長	秋間 英雄
農林部副部長	所沢児童相談所長	宮崎 茂	総合政策部行政監察幹	監査・監査第二課主席監査員	山崎 仁枝
農林部副部長	児玉福祉保健総合センター所長	福田 博	総合政策部付(国際交流協会事務局長)	総合調整幹付政策幹	畠山 真一
農林部副部長	循環器・呼吸器病センター事務局長	河井 俊勝	総合政策部政策総務課長	総合・行政管理課長	三井 隆司
農林部副部長	監査事務局副事務局長	大野 健一	総合政策部職員課長	総務部県民防犯推進室長	伏野 誠
農林部副部長	環・環境政策課長	津田 賢一	総合政策部国際課長	産・資源循環推進課長	星野 喜治
農林部副部長	川口保健所長	野本 親男	総合政策部計画調整課長	総合政策部拠点整備推進室長	金井 明
農林部副部長	埼玉県立大学副学長	坂田 悞教	総合政策部行政管理局長	総合政策部拠点整備推進室長	平野 豊実
農林部副部長	埼玉県立職業能力開発センター所長	細川 修	総合政策部地方分権支援課長	教育局生徒指導室長	高山 次郎
農林部副部長	埼玉県さいたま農林振興センター所長	伊藤 正幸	総務部付(いきいき埼玉いきがい大学東松山学園所長)	産・新産業育成課副課長	木全 義男
農林部副部長	川越農林振興センター所長	中澤 正至	総務部電子サービス推進室長	産・農業政策課調整幹	小城 哲生
農林部副部長	農・農業支援課長	高橋 公敏	総務部文書課長	危機管理課長	堀内 清則
農林部副部長	農・生産振興課長	島田 文夫	総務部学事課長	北本市助役	吉野 淳一
農林部副部長	農林部付	海北 繁雄	総務部財政課長	総合・地方分権支援課長	飯島 寛
農林部副部長	農林部付	林 繁雄	総務部税務課長	総・県政情報センター所長	森川 世紀
農林部副部長	農林部付	中島 直彦			長谷川 治夫
農林部副部長	農林部付	堀本 一夫			

総務部県政情報センター所長	総合調整幹付政策幹	三井俊秀	農林部部付(農林公社森林局長)	寄居林業事務所副所長	梅沢昇司
総務部統計課長	総・男女共同参画課長	杉山秀夫	農林部米づくり改革支援室長	さいたま農林振興センター副所長	根本洋介
総務部IT企画課長	総・文書課調整幹	立川吉朗	農林部農業政策課長	農林水産省大臣官房企画評価課企画官	西 経子
総務部男女共同参画課長	議会・秘書課長	加藤隆男	農林部農業政策課主席協同組合検査員	農・農村整備課副課長	宇野喜代志
危機管理防災部危機管理課長	議会・議事課長	玉村和英	農林部畜産安全課長	農林部米づくり改革支援室長	坂 芳則
環境部温暖化対策課長	産・新産業育成課長	星野弘志	農林部畜産安全課長	秩父高原牧場長	松岡俊和
環境部廃棄物指導課長	出・出納総務課調整幹	佐藤ひさ子	農林部農業支援課長	農・農産物安全課長	仲田 誠
環境部資源循環推進課長	杉戸町助役	齋藤修一	農林部生産振興課長	春日部農林振興センター副所長	尾上吉章
福祉部部付	都市整備部スタジアム管理室長	田中義彦	農林部流通販売課長	農林部流通販売推進室長	船田重則
(さいたま市保健福祉局こども未来部次長兼児童相談所長事務取扱)	福・こども安全課副課長	大熊 博	農林部農村整備課長	さいたま農林振興センター副所長	小宮憲一
福祉部部付(社会福祉協議会事務局局長兼社会福祉総合センター所長)	婦人相談センター所長	榊 伴夫	農林部総合技術幹	東松山農林整備事務所長	濱田久典
福祉部部付(日本赤十字社埼玉県支部彩華園長)	産・職業能力開発課長	中山典明	農林部総合技術幹	荒川左岸南部下水道事務所長	大澤 一
福祉部福祉政策課長	総合調整幹	金子真久	農林部道路路街路課長	農林部総合技術幹	川崎 肇
福祉部高齢者福祉課長	教育・人権教育課長	田口 伸	農林部道路環境課長	農林部総合技術幹	小川倫正
福祉部介護保険課長	福・障害者福祉課長	林 芳博	農林部建設業課長	農林部総合技術幹	南 和夫
福祉部障害者福祉課長	保・保健医療政策課調整幹	奥沢信一	都市整備部部付(公園緑地協会本部総務課長)	農林部総合技術幹	新井宣夫
福祉部障害者社会参加推進室長	福祉部部付	小池一夫	都市整備部部付(公園緑地協会本部改革改善対策幹)	農林部総合技術幹	秋葉典和
福祉部少子政策課長	福・子育て支援課長	林 俊宏	都市整備部部付	農林部総合技術幹	篠 克美
福祉部子育て支援課長	衛生研究所副所長	新井美代子	(公園緑地協会埼玉スタジアム2002事業推進本部)	農林部総合技術幹	柿 間 淳
保健医療部医療整備課長	近代美術館副館長	大山安広	都市整備部部付(公園緑地協会上尾運動公園管理事務所)	農林部総合技術幹	細野 幸
保健医療部健康づくり支援課長	保・保健医療政策課課付	瀬田節子	兼戸田公園管理事務所長兼秋ヶ瀬公園管理事務所	農林部総合技術幹	藤盛高輝
保健医療部疾病対策課長	保健医療部感染症対策室長	柳澤秀明	都市整備部部付(公園緑地協会羽生木郷公園管理事務所)	農林部総合技術幹	藤尾 勉
保健医療部生活衛生課長	保・保健医療政策課課付	大澤喜一郎	兼さいたま水族館長兼加須はなまき公園管理事務所	農林部総合技術幹	藤登代邦
保健医療部食品安全課長	保・生活衛生課副課長	菊地 傑	さいたま水族館長兼加須はなまき公園管理事務所	農林部総合技術幹	南 登代邦
産業労働部観光振興室長	防災航空センター所長	荒井康博	都市整備部部付(下水道公社本社技師長)	農林部総合技術幹	清野 敦史
産業労働部産業労働政策課長	創業・ベンチャー支援センター副所長	鈴木康之	都市整備部部付(下水道公社荒川左岸北部支社長)	農林部総合技術幹	能見 正
産業労働部新産業育成課長	内閣官庁行政改革推進事務局特殊法等改革推進室室長	下世古光可	都市整備部部付(住宅供給公社大宮支所長)	農林部総合技術幹	古里 実
産業労働部工業支援課長	都市整備部部付	小林 繁	都市整備部部付(住宅供給公社川越支所長)	農林部総合技術幹	松崎 徹
産業労働部職業能力開発課長	総・IT企画課長	大島誠一郎	都市整備部部付(住宅供給公社熊谷支所長)	農林部総合技術幹	

都市整備部付(住宅供給公社岩槻支所長)	総・NPO活動推進課副課長	若林祥文	埼玉県東部環境管理事務所長	環・廃棄物指導課副課長	藤谷典秀
都市整備部付(住宅検査センター)主任事務所長	都市・建築指導課副課長	坂巻一男	埼玉県環境科学国際センター研究企画室長	環・資源循環推進課副課長	野口勝
都市整備部スタジアム管理室長	飯能県土整備事務所長	向佐光治	埼玉県環境整備センター所長	総合・人事課副課長	大久保伸一
都市整備部下水道課長	荒川左岸北部下水道事務所長	山口文平	埼玉県南児童相談所長	福祉部部付	関口隆一
都市整備部建築指導課長	営繕工事事務所長	原本光一	埼玉県所沢児童相談所長	福・こども安全課課付	栗原直樹
都市整備部建築指導課主席工事検査員	都市整備部部付	梶山富明	埼玉県熊谷児童相談所長	衛生研究所副所長	鈴木智子
都市整備部営繕課長	都市整備部部付	和田博	埼玉県熊谷児童相談所長	南児童相談所長	中島守
出納局物品管理課長	総務部電子サービス推進室長	横田茂	埼玉県玉埴保健総合センター副所長兼本庄保健所長	衛生研究所副所長	田邊博義
埼玉県中央地域創造センター副所長兼中央産業労働センター所長	環・みどり自然課副課長	稲葉尚子	埼玉県葛南福祉保健総合センター副所長兼春日部保健所長	朝霞保健所長	本多麻夫
埼玉県西部地域創造センター副所長兼西部産業労働センター所長	西部産業労働センター所長	田島清貴	埼玉県川口保健所長	埼玉南福祉保健総合センター副所長	田中喜代史
埼玉県西部地域創造センター副所長兼地域防災幹	都市整備部部付	武内政文	埼玉県朝霞保健所長	秩父県税事務所長	岡部安雄
埼玉県西部地域創造センター東松山支所長	総合政策部行政監察幹	江原洋一	埼玉県衛生研究所副所長	中央食肉衛生検査センター所長	平井茂
埼玉県東部地域創造センター副所長兼東部産業労働センター所長	東部産業労働センター所長	平山利春	埼玉県立大学大学経営改革室長	秘書課調整幹	小林一彦
埼玉県東部地域創造センター副所長兼東部産業労働センター所長	産・産業労働政策課副課長	鈴木康夫	埼玉県食肉衛生検査センター北部支所長	熊谷食肉衛生検査センター所長	江崎覺夫
埼玉県北地域創造センター副所長兼北西部産業労働センター所長	企業・水道業務課副課長	神嶋幸男	埼玉県計量検定所長	産業技術総合センター総務室長	天坂知司
埼玉県バスポートセンター副所長	都市整備部スタジアム管理室長付副室長	熊井戸賀大	埼玉県創業・ベンチャー支援センター副所長	埼玉県立大学大学経営改革室長	小山有一朗
埼玉県バスポートセンター春日部支所長	総務部部付	若山保	埼玉県立中央高等技術専門校長	熊谷高等技術専門校長	松本茂夫
埼玉県上尾県税事務所長	総・財政課副課長	砂川裕紀	埼玉県立秩父高等技術専門校長	環境整備センター所長	野口政一
埼玉県川越県税事務所長	上尾県税事務所長	田中昭夫	埼玉県立熊谷高等技術専門校長	職業能力開発センター副所長	大塚太一
埼玉県飯能県税事務所長	川越県税事務所副所長	横山光重	埼玉県立春日部高等技術専門校長	総合・土地水政策課副課長	小坂橋通泰
埼玉県秩父県税事務所長	行田県税事務所長	安田建	埼玉県立たま農林振興センター副所長兼事業推進部長	県土整備部部付	岩澤雅昭
埼玉県行田県税事務所長	飯能県税事務所長	嶋野泰男	埼玉県さいたま農林振興センター副所長兼普及部長	本庄農林振興センター副所長	福田和明
埼玉県自動車税事務所能谷支所長	総合政策部部付	佐藤敏朗	埼玉県さいたま農林振興センター副所長兼農村整備部長	川越農林振興センター副所長	児島正展
埼玉県自動車税事務所所沢支所長	越谷県税事務所副所長	大島茂	埼玉県川越農林振興センター副所長兼農村整備部長	春日部農林振興センター副所長	平井満
埼玉県自動車税事務所春日部支所長	産業労働部部付	岸野寛志	埼玉県川越農林振興センター副所長兼林業部長	農・森づくり課副課長	青田信
埼玉県平和資料館長	総・広聴広報課副課長	宍戸信敏	埼玉県東松山農林振興センター副所長兼事業推進部長	西部地域創造センター副所長	武田史夫
埼玉県婦人相談センター所長	熊谷児童相談所長	松永義博	埼玉県東松山農林振興センター副所長兼地域普及部長	川越農林振興センター飯能普及部長	小林佳月
埼玉県県営競技事務所事業課長	危・危機管理課調整幹	富岡正雄	埼玉県東松山農林振興センター副所長兼農村整備部長	大里農林振興センター副所長	近藤健
埼玉県防災航空センター所長	総・県政情報センター副所長	高木久雄	埼玉県本庄農林振興センター副所長兼地域普及部長	農・農業支援課副課長	丸岡隆男
埼玉県東松山環境管理事務所長	西部環境管理事務所東松山支所長	大木貞幸	埼玉県大里農林振興センター副所長兼農村整備部長	東松山農林振興センター副所長	田島雄治
埼玉県越谷環境管理事務所長	東部環境管理事務所越谷支所長	櫻井郁夫	埼玉県加須農林振興センター副所長兼事業推進部長	農・農業政策課主席協同組合検査員	阿部博

埼玉県春日部農林振興センター副所長兼事業推進部長	総務部部付	山田 恵一	埼玉県人事委員会事務局任用審査課長	人事委員会事務局任用審査幹	夏目 真由美
埼玉県春日部農林振興センター副所長兼地域普及部長	農・農業政策課副課長	山 永 高 男	企業局主席工事検査員	地域整備事務所長	大木 利勝
埼玉県春日部農林振興センター副所長兼農村整備部長	農・農村整備課副課長	小倉 敬 翁	企業局地域整備課長	企業局企業立地支援室長	金子 壽 男
埼玉県病害虫防除所長	農林総合研究センター茶葉特産研究所長	荒 井 健 一	埼玉県庄和浄水場長	企業局主席工事検査員	酒 井 博
埼玉県秩父高原牧場長	農・畜産安全課副課長	梅 澤 正 親	埼玉県地域整備事務所長	企業・水道業務課副課長	大 島 賢 一
埼玉県農林総合研究センター副所長	病害虫防除所長	清 水 賢 一	病院局経営管理課長	総務部国際スポーツ大会室長	池 田 清 幸
埼玉県農林総合研究センター副所長	農林総合研究センター副研究所長	根 本 久 久	埼玉県立がんセンター副病院長	がんセンター消化器外科長兼部長	田 中 洋 一
埼玉県農林総合研究センター森林・緑化研究所長	農林部部付	設 楽 幸 裕	埼玉県立がんセンター副病院長	がんセンター泌尿器科長兼部長	東 田 四 雄
埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所長	農林総合研究センター副研究所長	渡 辺 耕 造	埼玉県立小児医療センター副病院長	小児医療センター保健発達部長	西 本 博
埼玉県農林総合研究センター園芸研究所長	農林総合研究センター副所長	水 戸 部 満			
埼玉県農林総合研究センター茶葉特産研究所長	農林総合研究センター副所長	中 村 幸 二			
埼玉県農林総合研究センター水産研究所長	農・生産振興課副課長	大 越 徹 夫			
埼玉県北本県土整備事務所長	県土・道路環境課長	齊 藤 善 孝			
埼玉県飯能県土整備事務所長	西関東連絡道路建設事務所長	根 岸 功 功	埼玉県規則第五十二号(平成十九年三月三十日号外第十四号)中訂正		
埼玉県東松山県土整備事務所長	北本県土整備事務所長	谷 口 健 一			
埼玉県西関東連絡道路建設事務所長	県土・河川砂防課副課長	柳 沢 一 正			
埼玉県総合治水事務所長	新河川総合治水事務所長	池 田 秀 生	十一 表中 誤		
埼玉県伊奈新都市建設事務所長	総合政策部拠点整備推進室長付副室長	小 島 一 男			
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長	中川・綾瀬川総合治水事務所長	大 石 昌 弘			
埼玉県荒川右岸南部下水道事務所長	飯能県土整備事務所副所長	蓮 池 博 弘			
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長	県土・技術管理課副課長	佐 野 義 隆			
埼玉県営繕工事事務所長	都市整備部部付	田 中 久 久			
産業労働部副参事兼雇用対策課副課長	職業能力開発センター所長	藤 井 稔			
(団塊世代活動支援センター駐在)					
埼玉県議会公事務局秘書課長	さいたま農林振興センター副所長	秀 間 道 信			
埼玉県議会公事務局議事課長	産業労働部若年者就業支援室長	鈴 木 亨 亨			
埼玉県監査事務局副事務局長兼監査第一課長	環・温暖化対策課長	寺 田 賢 賢			
埼玉県監査事務局監査第二課長	農林部農山村魅力づくり室長	堀 越 一 男			
埼玉県人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長	人事委員会事務局副事務局長	富 岡 正 明			

正 誤



発行日 毎週 火曜日・金曜日

購読料金 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)

発行者 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)

埼玉県報センターホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm

印刷所 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六―二二九〇(代表)